

2004

公民最新資料・データ

第9号 (2004年3月31日現在)

INDEX

資料編

2003年11月～2004年3月のできごと……………2

解説

- ① 発明の対価……………2
- ② 北朝鮮をめぐる動き……………3
- ③ 司法制度改革……………4
- ④ 自衛隊の海外派遣……………5
- ⑤ アメリカ大統領選挙……………5
- ⑥ 年金制度改革……………6
- ⑦ 食の安全対策……………7
- ⑧ 元ハンセン病患者宿泊拒否騒動……………8
- ⑨ 個人情報漏えい……………8

データ編

第一学習社版

教科書・副教材のデータ更新等……………9～10

2004年度予算

一般会計予算

財政投融资計画

公債依存度と公債残高の推移

情報源

資料編に関連するホームページのURL……………10



第一学習社

2003年11月～2004年3月のできごと

(注)○内の数字は月を示す。下線部①～④は解説の掲載を示す。敬称略。

政 治	経 済	社会・文化	国際情勢
9日、衆議院議員総選挙。民主党は躍進するも、与党3党が絶対安定多数を獲得。 19日、特別国会が召集され、第2次小泉内閣が発足。 9日 ④政府はイラクへの自衛隊派遣の基本計画を決定。26日には航空自衛隊先遣隊が出発。 22日、道路関係4公団民営化の政府案が決定。 1日、小泉首相が靖国神社に参拝、中国と韓国が非難。 19日 ④陸上自衛隊先遣隊がイラク南部サマワに到着。31日には衆院本会議で自衛隊のイラク派遣を与党単独で承認。 1日、大阪府知事選で、現職の太田房江氏が再選。 12日 ②日朝政府間交渉、開催。拉致問題の進展なし。 25日 ②中国・北京で6か国協議が開幕。 2日 ③裁判員制度に関する法案が閣議決定。	25日、大手銀行7行が2003年9月中間決算を発表。りそな以外は黒字に。 29日、政府は足利銀行の一時国有化を決定。 16日 ⑥年金制度改革で与党は厚生年金の保険料率を2004年10月から引き上げることで合意。2004年2月、政府は年金改革関連法案を決定、国会に提出。 24日、東北電力は新潟県巻町の原発建設を断念。 8日、厚生労働省は介護保険制度の見直し作業を開始。 16日、カネボウが会社再建に産業再生機構を活用することを発表。 18日、内閣府はGDPが年率換算で7.0%増と発表(後日、下方修正)。 19日、新生銀行(前身は長銀)が東証に上場。 26日 ⑤2004年度予算が成立、国債新規発行額は過去最大。	18日 ⑧熊本県黒川温泉のホテルで元ハンセン病患者らが宿泊を拒否される。 2日、警視庁は電気通信事業法違反容疑で消費者金融会社会長を逮捕。 12日 ⑦山口の養鶏場で鳥インフルエンザが発生。この後各地で相次ぐ。 15日、芥川賞・直木賞が発表。芥川賞の2名に注目が集まる。 30日 ①青色発光ダイオードの発明の対価をめぐる裁判で200億円の支払い命令。 11日 ⑦BSEによる米国産牛の輸入停止を受けて、吉野家が牛丼の販売を休止。 24日 ⑨ヤフーBBの顧客情報が大量流出、翌月にはジャパネットたかた、アッカ、東武鉄道なども。 2日、NASAが火星に大量の水があったことを発表。 26日、東京都港区の「六本木ヒルズ」で小学生が自動回転ドアに挟まれ死亡。	29日、イラクで日本大使館員2人が殺害される。 14日、イラクの米英占領当局がフセイン元大統領を拘束。 19日、リビアが大量破壊兵器の廃棄で英米と合意。 26日、イラン南東部の地震で3万人以上が死亡。 4日、アフガニスタンの国民大会で新憲法が採択。 2日 ⑤米大統領選でケリー氏が民主党候補に確定。 8日、中国で全国人民代表大会が開会。憲法改正で私有財産制の保護を強化。 11日、スペイン・マドリードで連続爆破テロ。14日には総選挙で野党が圧勝。 12日、韓国で大統領弾劾案が可決。 20日、台湾総選挙で民主進歩党の陳水扁総統が再選。 22日、イスラエル軍が「ハマス」のヤシン師を殺害。 29日、NATOに東欧・旧ソ連地域の7か国が加盟。

解説 1

発明の対価

2004年1月30日、青色発光ダイオードを開発した中村修二氏(米カリフォルニア大・サンタバーバラ校教授)が、以前の勤務先の日亜化学工業に対し、発明の対価として200億円を請求した訴訟の判決が東京地裁であった。判決では中村教授の発明で得られる日亜側の独占利益を約1,208億円と算出、「発明の対価」を604億円と認定した上で、請求分の200億円の支払いを日亜側に命じた。この判決は「サラリーマン研究者」の研究意欲を引き出し、知的財産立国に向けての追い風になるとの見方がある。その一方で、一部の経営者からは、特許関連の訴訟の乱発や報酬の高額化による企業経営の圧迫を懸念する声もある。

2月10日には「発明の対価」の算出方法を変更する特許法改正案が閣議決定された。現行の特許法では、会社が発明者から特許権を引き継いだり、独占使用権を得たりするために支払う「発明の対価」の算定を、会社側が一方的に決めるケースが多かった。特許法改正案では、企業と研究者の双方が事前に「合理的な社内手続きにより決めた算定ルール」で対価を決めるとする内容を盛り込むなど、発明

の報酬に研究者の意見が反映されている。また4月から知的財産権をめぐる訴訟での審理の迅速化を図るため、最高裁は大学や企業の研究者など140人を専門委員に任命し、裁判での専門技術の説明にあたらせることになった。

青色発光ダイオードの判決は、その金額からみてもきわめて特殊なケースであるとの見方もあるが、従来の企業と研究者のかかわり合い方を見直し、知的財産権の保護とその運用のあり方に大きな一石を投じたことは間違いのないものと思われる。

企業名	発 明	請求額	判 決
オリンパス	光ピックアップ	2億円	230万円、最高裁判決
日立製作所	光ピックアップ	10億円	1億6,000万円、高裁判決
日立金属	窒素磁石	1億円	1,000万円、地裁判決
味の素	アスパルテーム	20億円	1億9,000万円、地裁判決
キヤノン	レーザープリンター	10億円	地裁審理中
三菱電機	フラッシュメモリー	2億円	地裁審理中
東芝	フラッシュメモリー	10億円	地裁審理中

▲青色発光ダイオード以外の特許・発明の報酬に関する訴訟(「日本経済新聞」2004年1月31日 参照)



●第2回6か国協議,開幕

北朝鮮の核開発問題をめぐって、北朝鮮と日本・アメリカ・韓国・中国・ロシアの6か国協議が、2004年2月25日～29日に北京でおこなわれた。前回の第1回協議が開かれてから半年ぶりの開催となった。協議初日の基調演説でアメリカが北朝鮮に求めたのは「高濃縮ウラン(HEU)を含む」完全で検証可能かつ不可逆的な核の放棄であったが、同時にアメリカは北朝鮮に対して「安全の保証」をする用意があることも明言した。韓国は北朝鮮が核を完全に放棄する見返りに、段階的にエネルギー支援をすることを提案した。日本も完全な核の放棄を要求する一方、核放棄実現のためには積極的に議論に応じる姿勢を示した。これらに対して北朝鮮は、HEU開発計画の存在自体を否定し、核放棄については軍事利用に限定し、核の平和利用は続けるというものであった。

平和利用も含む包括的な核の放棄を主張する日・米・韓と、軍事的に限定した核の放棄を主張する北朝鮮との意見の相違は最後まで折り合うことがなかった。共同文書の作成も最終局面で北朝鮮が強硬姿勢をとったことで断念され、結局は拘束力の弱い議長声明を発表するにとどまった。議長声明の内容は、「朝鮮半島の非核兵器化」、「平和共存の意思の表明」次回の6か国協議を今年6月末までに開催する」など7項目からなる。この中の「朝鮮半島の非核兵器化」という文言などは核の平和利用について触れていない分、第1回協議の議長声明で盛り込まれた「朝鮮半島の非核化」という文言に比べて後退している感がぬぐえない。核放棄に至る具体策が決まっていない状況では、北朝鮮は核の平和利用を名目にHEU生産の放棄を免れようとするのではないかとの見方もある。

今回の協議は、最終的には北朝鮮に揺さぶられた末に、重要案件の先送りという結果に終わった。ただし、6か国協議の継続に向けて、各国の次席代表や大使クラス、核関

連の専門家などで構成する作業部会の設置が決定したことは一つの成果であるといえる。

●拉致問題をめぐる日朝政府間交渉の動向

核問題と同時に日本の懸案事項である拉致問題^{らち}について、日朝政府間交渉が2月12日から3日間、北朝鮮の平壤^{ピョンヤン}でおこなわれた。この交渉で日本は、帰国した拉致被害者5人の家族の帰国や、行方不明者10人についての真相究明を求めた。しかし、北朝鮮は「約束を破ったのは日本であり、まず日本に帰国した5人を北朝鮮に戻すことが先決」などと反発し、その他の拉致被害者については解決済みとの態度を崩さなかった。6か国協議開催中にも日朝協議がおこなわれたが、ここでも北朝鮮は従来通りの主張を繰り返すにとどまり、次回交渉の日程も確定できず、こちらも大きな進展はみられなかった。

●日本の対応はますます「圧力」を重視か？

日本はミサイル防衛(MD)システムの導入をすでに決定しているが、6か国協議後、政府は北朝鮮の弾道ミサイルの発射に早急に対処できるように、アメリカとレーダー情報を共有化するための情報通信網を構築する準備をはじめた。また、政府はアメリカとMD関連技術の共同開発・生産を円滑に進めるために、武器輸出3原則の見直しを検討している。その一方で、今回の通常国会では、外国為替及び外国貿易法(外為法)を改正し、今後は独自の判断で北朝鮮に対する経済制裁ができるようになった。さらに、与党は北朝鮮国籍の船舶を念頭に置いた特定船舶入港禁止法案を2004年の通常国会に提出する予定である。このように北朝鮮に対する日本側の姿勢は、世論の後押しもあってか、「対話」より「圧力」重視にシフトしていると思われる。そのようななかで、3月12日に日本政府は、拉致問題について実務者協議を開くよう北朝鮮に提案した。核問題及び拉致問題がどう進展するのか、今後の協議が注目される。

	核放棄の内容	核開発		エネルギー支援		改正前	改正後
		プルトニウム	高濃縮ウラン				
北朝鮮	軍事利用に限定した核の放棄	「凍結」の用意あり	計画の存在を否定	核放棄手前の「凍結」段階での見返りを要求	法律の目的	・ 対外取引の正常な発展	・ 対外取引の正常な発展 ・ 日本または国際社会の平和及び安全の維持
日本	平和目的を含めた完全な核の放棄	完全放棄の対象		韓国案に理解、支援には不参加			
アメリカ				核放棄を前提に、3段階に分けて支援			
韓国					経済制裁	・ 国連や2国間の合意が必要	・ 日本単独の判断で可能（閣議決定で経済制裁をおこなえる）
中国	北朝鮮の主張を容認	朝鮮半島の非核化を主張		韓国案に同意、支援に参加			
ロシア							

▲ 6か国協議での各国の主張(「読売新聞」2004年2月29日 参照)

▲ 外為法・改正前と改正後の相違点

●司法制度改革の流れ

これまでの日本の裁判は、判決までの時間が長く裁判費用も高額であった。また、諸外国に比べて弁護士数が少なく、全国の地裁支部のうち弁護士がゼロか1人しかいないゼロワン地域は58か所にのぼる(2003年12月3日現在)。さらに、司法の判断が国民の一般意見と乖離しているなど、司法の現状に対し、多くの批判的意見が寄せられてきた。

それに対し、1999年司法制度改革審議会が設置され、2001年6月に最終意見書が提出された。意見書では、司法制度の機能の充実・強化が緊急の課題であるとされ、次の3点が基本方針として提言された。

より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法制度とするため、民事裁判の迅速化をはかり、審理時間を半減する。また、刑事裁判の充実・迅速化のため、公判を連日開廷する。

法科大学院(ロースクール)を設置するなど、法曹養成制度を整備し、質量ともに豊かな法曹を養成する。

国民の司法に対する理解や支持を深めるため、重大事件に限り、国民から無作為に抽出された「裁判員」を裁判に参加させる。裁判員は裁判官と対等の権限を有し、裁判官とともに有罪・無罪の決定や量刑(刑罰の度合いの決定)などを行う。

●司法制度改革の現状1——法科大学院

法曹人口を拡充するための措置として、2004年4月より全国68大学で法科大学院が開校された。従来の法曹養成制度は、通常、大学の法学課程を履修して司法試験に合格し、司法研修所において、1年半の司法修習を経て、最終試験に合格した者に法曹資格を付与するという方式であった。それが、新しい法曹養成制度では、法科大学院での標準修業年限は3年で、法学の知識があると認められれば2年で修了できる。また、専門的知識を持つ法律家を増やすため、経済学・医学・理数系学部を卒業した法学部以外の学生や、社会人など幅広い人材の入学も認めている。教官は裁判官、検察官、弁護士の実務家が担い、少人数単位で教師と学生による双方向のやりとりを重視して、修了者の7～8割程度が2006年からの新司法試験に合格できるような教育がおこなわれる。この新しい法曹養成制度により、2018年頃の法曹人口は50,000人になると見込まれている。

	構成	選任方法	評決方法	対象事件
米陪審	裁判官1(評決には不参加)・市民12	無作為抽出	全員一致が原則	重罪事件で無罪を主張するもの
英陪審	同上	同上	同上	同上
仏参審	裁判官3・市民9(控訴審は3対12)	同上	8人の賛成で有罪	テロ事件などを除く重罪事件
独参審	裁判官3・市民2(一部1対2)	政党推薦など	2/3の賛成で有罪	軽微な事件を除く全て
日参審	裁判官3・市民6(一部1対4)	無作為抽出	多数決(条件付き)	暴力集団などが関与しない重大事件

▲各国の刑事裁判への市民参加の形(「朝日新聞」2004年3月3日参照)
アメリカは裁判官だけの裁判も選べる。

●司法制度改革の現状2——裁判員制度

国民の司法参加を拡充するための措置として、2004年3月2日、裁判員法(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律)を含む司法改革9法案が閣議決定された。法案が今国会で成立されれば、遅くとも2009年には裁判員制度がスタートする。裁判員法案の骨子は以下のとおりである。

重大な刑事事件の一審裁判に、裁判員名簿に記載された20歳以上の有権者(一部除く)から無作為に抽出された裁判員6人と、裁判官3人によってともに審理をおこなう(裁判員4人と裁判官1人の場合もある)。評議で意見が分かれた場合は多数決で決定する。

裁判員の義務は、公判に出頭して誠実に職務をおこなうと宣誓し、評議に出席して意見を述べ、評議の経過など職務上知り得たことを外部に漏らしてはならない。守秘義務を破った場合、最高で50万円の罰金や刑事罰が科される。

国民の負担を軽くするため、裁判所・検察官・弁護人は審理を迅速化し、裁判員にもわかりやすいよう提示する義務がある。

この裁判員制度は今国会で議論されているが、課題も多い。まず、国民から無作為に裁判員を選ぶ際、拒否できないよう罰則を設けることに対して、国民に新たな義務を負わせるものだという批判がある。次に、免責事由として各種条件を挙げているが、裁判員の辞退事由の可否を裁判官が判断するという点に対して、従来どおり裁判官が優位に立っているとの批判も強い。国会での十分な議論を重ねて、よりよい司法制度を確立することが重要である。

なお、今後の司法制度改革には、知的財産権関係や労働関係事件への総合的な対応強化、弁護士報酬の敗訴者負担の取り扱い、行政訴訟制度の見直しなど、検討しなければならない事項が山積している。

解説 4

自衛隊の海外派遣

2001年9月のアメリカ同時多発テロ事件をきっかけに、日本は新たな国際貢献が求められるようになった。政府は、テロと戦う米軍などを支援するという名目で、テロ対策特別措置法を成立させ、燃料補給の目的で自衛隊をインド洋に派遣した。しかし、米軍などの武力行使への支援が集団的自衛権の行使に当たるのではないかということが問題になった。

その後、2003年のイラク戦争を受けて、政府はイラク復興支援特別措置法を成立させた。この法律は「非戦闘地域」への派遣に限ると定めているが、テロが頻発するイラクにおいて、「戦闘地域」と「非戦闘地域」を区別するのは困難であり、憲法9条に違反する可能性があるとの批判があった。しかし、「非戦闘地域」があいまいなまま、2003年12月に「自衛隊派遣基本計画」を決定した。イラク復興支援特別措置法に基づいて、人道復興支援をおこなうために、2004年1月、陸上自衛隊先遣隊がイラクのサマワに派遣された。

また、2003年には有事における対応を定めた有事関連3

法も成立している。2004年3月には、住民避難や救援など、国民生活に直接影響する国民保護法案などを含む有事関連7法案が閣議決定された。この法律は、有事の際には同意なしに国民の土地や家屋が使用できるなど、私権制限を伴うため、国会での論議は必至である。

政府は、これまで自衛隊の海外派遣は「憲法の範囲内」と強調してきた。しかし、有事の際の対応を含め憲法違反であるとの意見もあり、今後の憲法論議が注目される。



▲2003年以降の海外における自衛隊の活動状況(2004年3月現在)

解説 5

アメリカ大統領選挙

アメリカの大統領選挙は、夏のオリンピックの年、つまり4年に1度のうるう閏年におこなわれる。

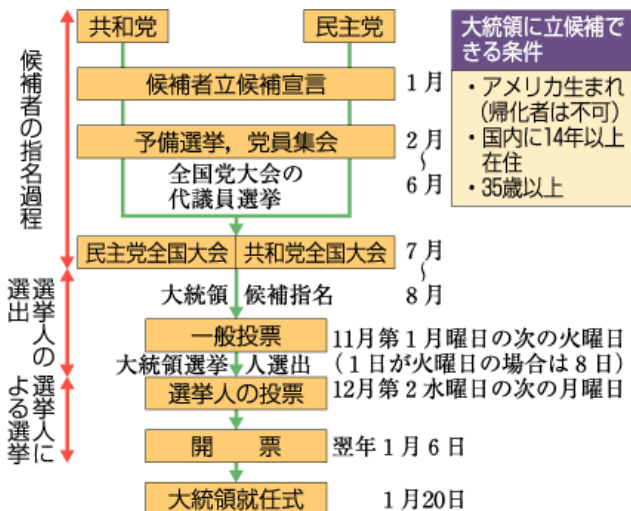
各党の候補者が複数の場合は、1月から6月にかけて予備選挙(投票形式)や党員集会(党員の合議)によって、候補者を絞りこむ。州によって異なるが、近年は予備選挙が主流となっている。予備選挙や党員集会では、あらかじめ支持する候補者を表明した代議員を選出する。そのため、代議員を獲得できない候補者は脱落していくことになる。3月上旬の火曜日は、予備選挙と党員集会が集中するため、「スーパー・チューズデー」とよばれる。

今回の大統領選の場合、共和党は、現職のブッシュ大統領が候補者になる。民主党は、予備選挙や党員集会の結果をふまえて、7月に開かれる民主党の全国大会で候補者が正式に決定する。共和・民主両党の候補者の他に、個人で立候補する者もいるが、事実上、共和党、民主党の代表による一騎打ちといえる。

11月に州ごとにおこなわれる一般投票(11月の第1月曜日の次の火曜日に実施)では、通常、有権者は候補者が州ごとに作成した大統領選挙人名簿に投票する。ほとんどの州では、一番多くの票を獲得した名簿を作成した候補者が、あらかじめ割り当てられたその州の選挙人数を独占できる。

そして、大統領選挙人538人の過半数(270人)を獲得したものが大統領となる。なお、総得票数を上回っていても選挙人が多い州で敗れば、選挙人の過半数を獲得できずに落選する場合もある。

最終的には、12月中旬に、選挙人による投票がおこなわれるが、これは選挙人が一般投票でどの候補を大統領に選ぶかを明らかにしているため、形式的な投票となる。大統領は、翌年の1月に誕生する。



解説 6

年金制度改革

●年金制度改革,法案審議はじまる

年金制度は、景気変動や労働環境、人口構造の変化などの影響を大きく受けるため、国民年金法で、少なくとも5年ごとの検討・改正が定められている。現在、2004年中の改正法成立に向けて国会での法案審議が進んでいる。

前回(1999年改正)は、進展する少子高齢化に対処するため、大幅な給付の引き下げが検討されたが、老齢厚生年金の支給開始年齢引き上げ(『公民最新資料』第1号参照)などが実施されたにすぎなかった。景気の急激な悪化により、抜本的な改革には着手できなかったのである。

●政府案の課題

今回の政府案も小手先の改正であり、制度そのものを根本から見直すものではないとの声がある。国庫負担を2分の1に引き上げる財源確保のめどもたっていない。

また、厚生年金のパート従業員への適用拡大は先送りされた。厚生年金の保険料は労働者と事業主の折半負担のため、経済界からの強い反発があった。一方、国民年金を納めない会社員・公務員の配偶者(第3号被保険者)と、自営業者の妻や共働きの妻の間に不公平感が残った。しかし、第3号被保険者制度は、子育てする女性を保護する制度とも考えられ、少子化のなか、状況は複雑である。

●不信感がつのる年金制度

少子高齢化の進行、財政悪化のなか、給付削減と保険料引き上げが繰り返されてきた。改正のたびに制度は複雑さを増し、国民の不信感につながっている。それは国民年金

政府案の概要

- 国民年金の保険料を、2005年4月から年280円ずつ引き上げ、2017年度以降16,900円に固定。
- 厚生年金の保険料を、2004年10月から年0.354%ずつ引き上げ、2017年度以降18.30%に固定。
- 厚生年金を夫婦で分割可能に(裁判所認定の場合2006年4月から、離婚状態の場合2008年4月から)。
- 2007年4月から、70歳以上の給与所得者の年金を減額または支給停止。
- 2009年にかけて国庫負担の割合を3分の1から2分の1へ引き上げ。

の保険料未納率37.2%(2002年)にも反映されている。しかし、現在の年金制度は賦課方式の要素が強く、将来の自分への積立ではなく、現在の高齢者の給付に用いる世代間扶助である。納付義務は果たすべきである。

バブル後の急激な株価下落は、年金積立金の運用にも影響を与えており、年金施設の売却、官僚による不明瞭な使途なども取りざたされ、不信感を増大させている。

●一元化への模索

現在、会社員は厚生年金、公務員は共済年金にわかれている。共済年金は給付水準が高く、厚生年金との統合には前向きでない。しかし1997年にJR・JT・NTTの3共済、2002年に農林共済を、厚生年金に統合した経緯がある。

負担増と給付削減だけでは国民の納得を得ることが難しく、制度そのものの破綻の可能性もある。今後、公的年金全体の一元化も含めて、根本的な見直しが進められているが、公正で公平な年金制度の実現に向け、将来の自分自身の問題として積極的に考えていくことが大切である。

個人年金 企業年金 国民年金 公的年金	生命保険会社などの金融商品			
	401k(個人型)	401k(企業型)	厚生年金 基金	確定給付 企業年金
			厚生年金	共済年金
	国民年金(基礎年金)<老齢・障害・遺族>			
	自営業者など 第1号被保険者	会社員・公務員の 配偶者 第3号被保険者	会社員 第2号被保険者	公務員

Aさんの家族の場合



祖父 68歳
1961年から60歳になるまでの35年間国民年金の保険料納付。満額の老齢基礎年金受給中。
794,500円/年(法定804,200円×物価スライド0.988)



父 48歳
鮮魚店経営
国民年金保険料13,300円/月納付。
母 46歳
鮮魚店手伝い
国民年金保険料13,300円/月納付。



姉 22歳
大学生
学生納付特例制度申請で保険料0円。就職後、追納予定。
兄 21歳
フリーター
ファミレスに週25時間勤務。国民年金未納。将来の年金額0円。

B君の家族の場合



父 45歳
会社員
年収約450万円
厚生年金保険料約51,000円/月納付(労使折半)。

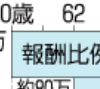


母 37歳
パートタイマー
月8万円
の収入。第3号被保険者。保険料0円。

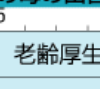
B君の母の田舎



祖父 60歳
約100万円/年
もうすぐ60歳で定年。22歳から厚生年金に38年間加入。



祖母 57歳専業主婦
第3号
13,300円/月納付

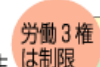


報酬比例部分 老齢厚生年金
約80万円/年
定額部分 老齢基礎年金
約40万円/年
加給年金(+特別加算)
振替加算
老齢基礎

県立〇〇高校



担任 C先生 35歳
年収約450万円。
Aさん 地方公務員共済。約49,000円/月納付(労使折半)。
B君



労働3権は制限
厚生年金
国家公務員
地方公務員
私立学校
教職員

平均年金	保険料率
厚生年金 17.4(万円)	13.58(%)
国家公務員 22.9(万円)	14.38
地方公務員 23.8	12.96
私立学校 22.2	10.46
教職員 (2002年3月末)	(2003年4月)

(年金、保険料はすべて2004年度価額)

▲日本の年金制度のしくみと負担・給付の例



日本国内での鳥インフルエンザの発生や、アメリカでのBSE(牛海綿状脳症)感染牛の発見などが、食に対する消費者の不安を広げ、経済への影響が心配されている。

●鳥インフルエンザとは？

2004年1月12日、高病原性鳥インフルエンザウイルスが山口県阿東町の養鶏場から検出された。鳥インフルエンザとは、鳥類が感染するインフルエンザで、呼吸器や消化器がおかされる。なかでも感染力が強く、致死率が高いものを高病原性鳥インフルエンザとよび、海外では人への感染例も確認されていることから、問題となっている。もっとも、このウイルスに感染した鳥やその内臓、排泄物などに触れない限り人には感染しないが、人が感染し発病した場合、肺炎や多臓器不全を引き起こし、死に至るケースもある。また、鶏や卵を食べて感染した人はいない。

鳥インフルエンザの原因は、1997年に香港で発生しアジア各地に広がったH5型ウイルスとみられている。香港やベトナム、タイでは人への感染も認められ、死者も出た。現在、感染ルートの特定が急がれているが、海外で感染した渡り鳥が日本にウイルスを持ち込んだという説もある。

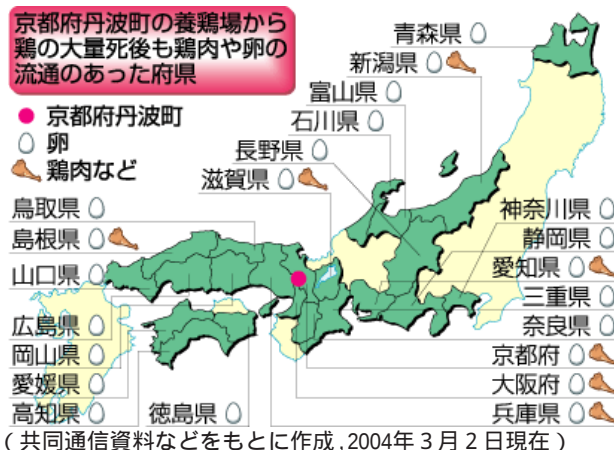
1997年	香港で、H5型鳥インフルエンザに18人が感染、うち6人が死亡。感染拡大防止のため、鶏約150万羽を処分。
2001年 5月	香港で、H5型鳥インフルエンザによる鶏の大量死を確認。鶏約120万羽を処分。
2003年 2月	香港で、H5型鳥インフルエンザに2人が感染、うち1人が死亡。
2003年 12月	韓国でH5型鳥インフルエンザによる鶏の大量死を確認。鶏185万羽を処分。
2004年 1月以降	タイ、ベトナムでH5型鳥インフルエンザによる人への感染を確認。 2004年3月17日までに、タイでは12人が感染、うち8人が死亡、ベトナムでは22人が感染、うち15人が死亡。

▲H5型ウイルスの分布状況(朝日新聞資料などをもとに作成)

●日本国内での鳥インフルエンザをめぐる動き

日本国内でも、鳥インフルエンザの発生が相次いでいる。2004年2月には、京都府丹波町の養鶏場で、高病原性鳥インフルエンザに感染した鶏の大量死が、匿名電話から発覚した。発生養鶏場の対応の遅れから、鶏の大量死後も鶏肉や卵などの出荷が続けられていたことや、行政による流通状況の把握に際する不手際などが、消費者の不安を広げた。一方、山口県阿東町の感染例では、発生養鶏場の対応が早く、家畜伝染病予防法にもとづき、行政と養鶏業者が一体となって、感染した鶏の処分など、鳥インフルエンザの感染封じ込めに取り組んだ。これにより、発生から1か月で終息に至った。

鳥インフルエンザの感染防止に向け、いま養鶏業者や行政の食に対する危機管理意識が問われている。



●鳥インフルエンザの余波——経済、消費者への影響

高病原性鳥インフルエンザは、家畜伝染病予防法により、家畜保健衛生所に届け出た後、隔離、処分、消毒などの措置が定められている。感染を広げる可能性が高いハエの行動範囲をもとに、発生箇所から半径30km以内を移動制限区域とし、この区域の鶏の飼養・出荷に使う器材やエサ、排泄物の移動が禁止される。移動制限区域内の出荷制限により、出荷できずに毎日増え続ける卵の扱いに苦しむ養鶏業者が多い。

このような養鶏業者の窮状を受け、行政の支援が始まった。総務省は、損失補償や防疫費として約4億2,000万円の特別交付税を、被害のあった6府県へ配分することにした。また、風評被害から鶏もも肉の卸価格が下落するなか、小売店では「ウイルスに感染した鳥の卵でも加熱すれば安全」と訴える日本卵業協会のポスターを貼るなど、鳥離れの防止に懸命である。消費者は、行政や養鶏業者、小売店の動きを冷静に受け止め、鳥インフルエンザについての知識を正しく把握することが求められている。

●BSE(牛海綿状脳症)の余波——経済、消費者への影響

2003年12月、アメリカでBSE(牛海綿状脳症)に感染した牛が見つかり、日本国内への米国産牛肉の輸入が停止された。日本の牛肉消費量の約26%を占める米国産牛肉の輸入停止は、外食産業に大きな影響を与えた。なかでも、米国産牛肉に頼っていた大手牛丼チェーン4社は、2004年2月半ばまでに牛丼の販売を休止した。輸入先の一極集中というデフレ下での価格戦略があだとなった各社は、牛丼に代わる新メニューの開発にしのぎを削っている。今後、米国産牛肉の輸入停止が長期化した場合、牛肉に対する消費者の不安感も広がり、外食関連株の下落など、景気に悪影響が出る恐れもある。日本の消費者の食の安全を守るための危機管理は、まだ万全とはいえない。

解説 8

元ハンセン病患者宿泊拒否騒動

2001年5月、ハンセン病の元患者らが「らい予防法」による隔離政策に対する国家賠償を求めていた「熊本ハンセン病訴訟」に対し、熊本地裁は国会の立法不作為、政策の国家賠償法上の違法性を認める判決を下した。それを受け、小泉首相が原告の元患者らと面会し、控訴断念を表明した。これにより、ハンセン病訴訟は和解し、長きにわたる差別と偏見の歴史にピリオドが打たれたかのように評されたが、大事な点が見落とされていた。

2003年11月、熊本県のホテルが、国立ハンセン病療養施設「菊池恵楓園」の元患者ら22人の宿泊予約をいったん受けた後、元患者であることを知り、宿泊を拒否した。県から、感染の恐れはないとの再三の説明があったにもかかわらず、拒否しつづけたのである。

その後、ホテルの経営者から謝罪文が出されたが、療養所の元患者らがその受け取りを拒否すると、今度は元患者らに対する抗議の電話や、誹謗・中傷の文書・電子メールなどが寄せられたのである。

全国15箇所の療養施設で、今も3,000人以上の元患者が療養所生活を余儀なくされているのはなぜか。第一に、平均年齢は75歳を越え、手に職もなく社会復帰が難しい。第

二に、ハンセン病は治癒しても、高齢のため他の病気を抱える人が多い。第三に、家族や親族と縁を切り、名前を変え、経歴を隠さざるを得なかった人や、避妊手術を強要され、子どもをもてなかった人も多く、頼れる身内がおらず、大手を振って帰る故郷がない、などがあげられる。

今回の事件は、私たちの社会に無知や無理解からくる差別や偏見が根強く残っていることを示した。隔離政策がもたらした人権侵害の事実を正しく認識し、差別の解消に向けて、根気強く行動していかなければならない。



解説 9

個人情報漏えい

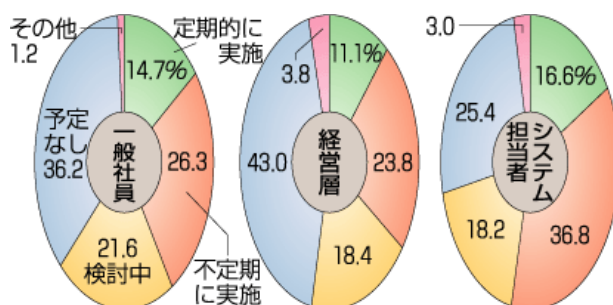
2003年5月に成立した個人情報保護関連法では、2005年4月より、個人情報を流出させた企業に対して関係大臣が是正措置を勧告・命令し、従わない場合は、代表者に最高で懲役6か月または罰金30万円が科される予定となっている。

しかし、2003年11月にはファミリーマート、12月にはNTTデータ、2004年2月には三洋信販、過去最大の451万人の個人情報が漏えいしたヤフーBB、3月にはジャパネットたかたなど、個人情報の漏えいが相次いで発覚した。背景には、転職の増加、外部企業への業務委託の拡大、派遣社員の大量雇用など、企業の業務形態の変化により、個人情報の管理が困難になっていることが挙げられる。また、流出した個人情報は高額で売買され、一部は、利用した覚えのない金額を口座に振り込ませようと、電話や手紙・電子メールで架空の請求を行う詐欺・恐喝などの犯罪に使われているという実態がある。

2003年1月、企業に対しておこなわれた三菱総研などによる調査では、個人情報の漏えいに対して「社会的な信用低下が起きる」とした回答は86%に達し、企業側の危機意

識も高まっているといえる。しかし、35%の企業が個人情報保護対策への取り組みについて「特になし」「わからない」と回答。さらに社内からの個人情報漏えい防止は「していない」「わからない」が48%と約半数を占めた。個人情報漏えい防止への社員教育を定期的に行っている企業も15%に過ぎず、意識と現実のギャップは大きい(下図)。

こうした現状に対し、経済産業省もガイドラインの作成や個人情報流出後の情報公開など、対策を進めている。また、個人情報を取り扱う事業者に対する保険商品や、外部からの侵入を防ぐセキュリティ商品も開発された。個人情報漏えい対策は官民共同で取り組むべき課題である。



▲セキュリティ教育の実施状況(三菱総研資料をもとに作成)



● 2004 年度予算

一般会計予算

(財務省資料)

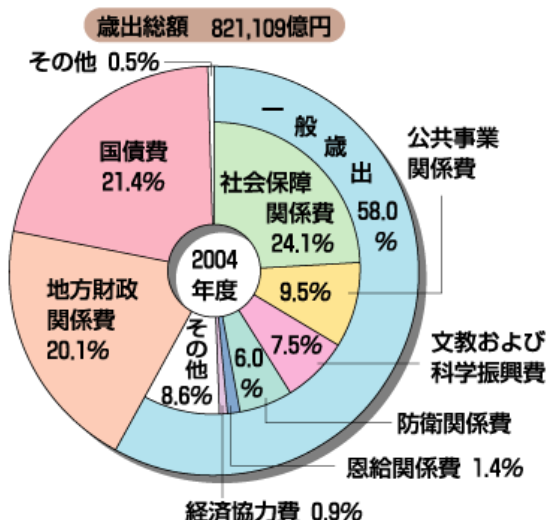
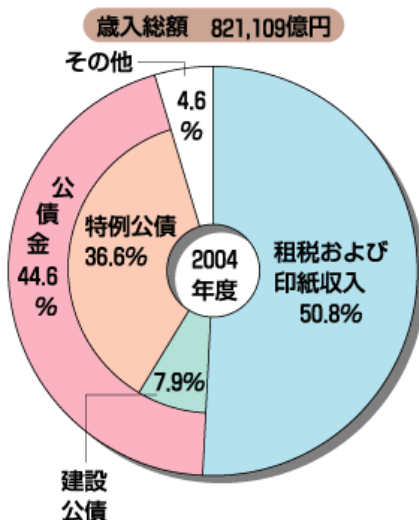
関連するページ

●教科書

現社 012	p.111
現社 013	p.80
政経 004	p.101
政経 014	p.68
現社 523	p.110
現社 524	p.118
政経 521	p.120
政経 530	p.80

●副教材

NEW クロ	p.100
最新現社	p.122
新編政経	p.184



解説 3年連続の緊縮型予算 2004年度一般会計予算は、2003年度当初予算比0.4%増の82兆1,109億円となった。景気の本格回復が見込めない中、地方財政の自立を促す三位一体改革に伴い、国から地方へ所得税の一部移譲がおこなわれ、歳入は4年連続の減収となった。その一方で、税収の減少を補うための国債発行額は過去最大となった。歳出は、社会保障費が約24%を占め、少子高齢化の影響が鮮明になる中、公共事業費や防衛費、発展途上国への援助などが削減された。2004年度の予算は、社会保障費と国債の元利払い費の増加に圧迫される中、歳出の根本的な見直しが先送りされ、国債が膨らむ結果となった。主要先進国で最悪ともいわれる財政状況は厳しさを増している。

財政投融资計画

(財務省資料)

関連するページ

●教科書

現社 012	p.112
現社 013	p.80
政経 004	p.103
政経 014	p.69
現社 523	p.108
現社 524	p.119
政経 521	p.121
政経 530	p.80

●副教材

NEW クロ	p.101
最新現社	p.122
新編政経	p.185

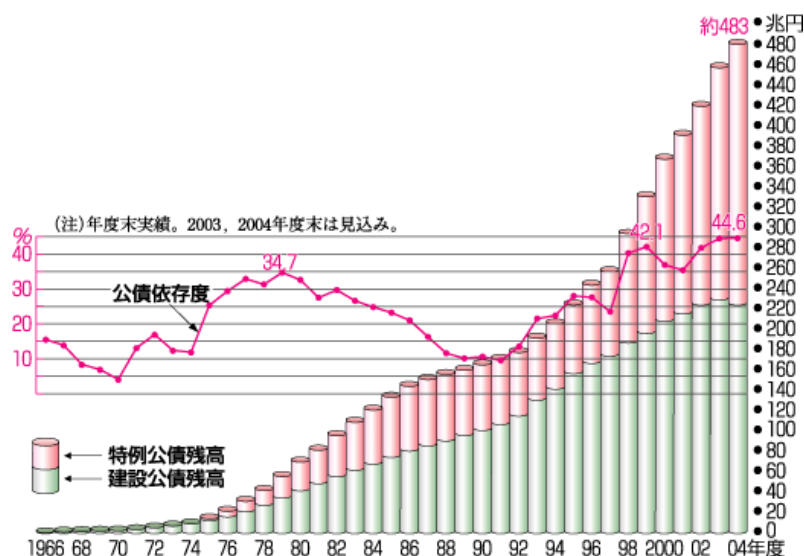
原 資			使 途 別		
区 分	億 円	%	区 分	億 円	%
財 政 融 資	160,263	78.2	住 宅	15,365	7.5
うち 財政融資資金	141,263	68.9	生活環境整備	53,751	26.2
郵便貯金資金	7,000	3.4	厚生福祉	10,415	5.1
簡保積立金	12,000	5.9	文 教	8,416	4.1
産 業 投 資	805	0.4	中 小 企 業	38,902	19.0
政 府 保 証	43,826	21.4	農 林 漁 業	8,883	4.3
うち 政府保証国内債	36,996	18.1	国土保全・災害復旧	5,934	2.9
政府保証外債	6,830	3.3	道 路	36,605	17.9
計	204,894	100.0	運 輸 通 信	4,378	2.1
●2004年度当初計画ベース			地 域 開 発	8,170	4.0
			産 業 ・ 技 術	3,329	1.6
			貿 易 ・ 経 済 協 力	10,746	5.2
			計	204,894	100.0

解説 1985年度以来の20兆円台 2004年度の財政投融资計画は、特殊法人改革や三位一体改革を受けて、5年連続の削減で20兆4,894億円となり、ピーク時のほぼ半分に縮小した。内訳は、特殊法人、独立行政法人向けが前年度当初比16.9%減となり、特殊法人改革の影響が出た。特に独立行政法人化をにらんだ住宅金融公庫が大幅減となり、道路関係4公団も民営化に向けての削減となった。また、三位一体改革の影響から地方の自立的な資金調達を促すため、地方向けも削減された。その一方で、銀行の貸し渋りに備えた中小企業対策から、中小企業関連の政府系金融機関は、前年度と同規模の融資を維持した。財政投融资計画の総額が減少する中、各機関が国の財投資金に頼らずに独自に資金調達をおこなう財投機関債は、前年度同様23機関で前年度当初比18.5%増の4兆4,046億円を発行する予定である。

公債依存度と公債残高の推移

(財務省資料)

関連するページ



解説 公債残高は483兆円 2004年度一般会計予算では、国債新規発行額が36兆5,900億円の過去最大となった。公債依存度(一般会計に占める国債発行の割合)も44.6%と戦後最悪水準が続く。2004年度末の公債発行残高は、国民1人当たり約378万円にのぼるとされる。新規国債発行額のうち特例公債(赤字国債)発行額が82%を占め、30兆900億円で過去最高の発行額となった。公共事業費削減に代わる景気回復の決め手もない中、特例公債依存から脱却できない厳しい財政状況を示している。

(注)略称は次の通り。

教科書	現社 012	現代社会
	現社 013	新現代社会
	政経 004	政治・経済
	政経 014	新政治・経済
	現社 523	改訂版現代社会
	現社 524	新訂版現代社会
	政経 521	改訂版政治・経済
副教材	政経 530	改訂版精選政治・経済
	NEW クロ	NEWクロ→NEWクロズアップ現代社会
	最新現社	最新現社→最新現代社会資料集
	新編政経	新編政経→新編政治・経済資料集

資料編に関連するホームページのURL

● 北朝鮮をめぐる動き

外務省 各国・地域情勢 - 日朝関係 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/index.html

日本人拉致問題や6か国協議の概要など、日朝関係の全体像を把握できる。

● 司法制度改革

司法制度改革推進本部 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/index.html>

新しい司法制度の構築に向け、内閣に設置された司法制度改革推進本部。司法制度改革に関するさまざまな資料を掲載。

● 年金制度改革

首相官邸キッズルーム みみずく博士のウェブマガジン <http://www.kantei.go.jp/jp/kids/index.html>

図もまじえてわかりやすく解説されている。厚生労働省年金局や社会保険庁などの関連ページも紹介されている。

● 鳥インフルエンザ

国立感染症研究所 感染症情報センター <http://idsc.nih.go.jp/others/topics/flu/toriinf.html>

鳥インフルエンザに関する国内外の感染情報、WHOによるガイドラインなどを掲載。

● 2004年度政府予算案

財務省 平成16年度政府予算案 <http://www.mof.go.jp/seifuan16/yosan.htm>

財務省による2004年度政府予算案のポイント、予算と景気の関係、各歳出入の解説などを掲載。



第一学習社